

# 第1部

## 生物多様性の主流化に向けた 中部地方環境事務所の取組

## 第 1 部 生物多様性の主流化に向けた中部地方環境事務所の取組

### 1 中部地方環境事務所による生物多様性条約第 10 回締約国会議への対応

平成 22 年 10 月 11 日～29 日、愛知県名古屋市の名古屋国際会議場において生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）／カルタヘナ議定書第 5 回締約国会議（MOP5）が開催されました。

COP10 には締約国 180 ヶ国、国連環境計画等関連する国際機関、先住民代表、市民団体等 13,000 人以上が参加し、遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する名古屋議定書や 2011 年以降の新戦略計画（愛知目標）が採択されるなど、大きな成果が得られました。

また、会期中、過去最大となる約 350 のサイドイベントが開催されるとともに、隣接する会場では COP10 支援実行委員会の主催による「生物多様性交流フェア」が開催され、COP10/MOP の参加者の他、一般市民等を含む 118,000 人を超える人が訪れました。

中部地方環境事務所では、COP10 に関して、本省及び愛知県・名古屋市を始めとする管内の自治体と連携して、次の対応を行いました。

#### （1）生物多様性交流フェアにおける環境省ブースへの出展・管理

環境省は生物多様性交流フェアにブースを出展し、中部地方環境事務所がその管理・運営を行いました。環境省ブースでは、我が国の生物多様性の現状、危機、対策等に係る展示や、全国の国立公園、鳥獣保護区を管理する自然保護官（レンジャー、OB も含む）によるワークショップ等が行われました。

また、環境省ブースの中には中部地方環境事務所の取組に関するコーナーも設けられ、中部地方における希少野生動植物種の保護の取組、生物多様性を支える市民・地域による戦略的地域づくりビジョンの実践（下記 3.（1）参照）、全国地方環境事務所連携企画「地球のいのち、えがいてみよう」の成果発表（下記 1.（5）参照）、三河湾流域における生物多様性の持続可能な利用に関する伝統的な知恵に係る調査（下記 3.（1）参照）及び民間事業者による生物多様性取組事例調査について、展示しました。

期間中、環境省ブースには延べ約 16,000 人が来場し、中部地方環境事務所の取組を含め、多くの市民に情報発信をすることができました。

#### （2）本会議に貢献するサイドイベント等の運営・情報収集

本会議の議論の促進に資することを目的に開催されたサイドイベントや関連会議のうち、生物多様性国際自治体会議（10 月 25 日）や保護地域管理ダイアログ（10 月 28 日）等、重要なものについて、中部地方環境事務所長が環境省の代表として参画しました。

また、里山知事サミット（10 月 19～20 日）、保護地域専門家会合（10 月 21 日）等環境省が主催又は共催するものについて、中部地方環境事務所職員がその運営に参画しました。

その他のサイドイベントについても、中部地方環境事務所職員が積極的に参加し、情報収集を行いました。

### (3) COP10の運営対応等

中部地方環境事務所では、環境副大臣の業務補助、本会議場内の展示スペースにおける環境省展示物の管理等を担当するとともに、必要に応じて、COP10に来場する国会議員の対応、全体会合の警備補助等を行いました。また、新聞に掲載されたCOP10/MOP5の関係記事を毎日とりまとめて、会議場内に設けられた日本政府控室に送付する等を通じて、会議の運営や円滑な交渉に貢献しました。

### (4) エクスカーションの実施

10月23日～24日に、COP10参加者を対象とするエクスカーションが開催されました。このエクスカーションは、COP10支援実行委員会を始めとし、中部地方に所在する国の機関、自治体等の関係機関が主催したものです。

中部地方環境事務所では、三重県と共催してエクスカーションを実施しました。エクスカーションでは伊勢志摩国立公園の横山ビジターセンターや英虞湾を望む展望台を訪れ、志摩自然保護官が我が国を代表する風景地の特徴や保全と管理の状況について解説し、11カ国、25名のCOP10参加者に、我が国の国立公園について理解を深めていただきました。

また、COP10支援実行委員会が主催するエクスカーションにおいて、国指定鳥獣保護区である藤前干潟がコースの一部となり、名古屋自然保護官が、稲永ビジターセンターにおいて、渡り鳥の生態や干潟の機能、保護管理の状況について解説する等の協力を行いました。

### (5) 全国地方環境事務所連携企画「地球のいのち、えがいてみよう」の実施

COP10の開催に向け、生物多様性に対する関心を全国的に高め、生物多様性を社会に浸透させることを目的として、中部地方環境事務所の呼びかけにより、全国の地方環境事務所等が連携した企画「地球のいのち、えがいてみよう」を平成21年12月～平成22年5月にかけて実施しました。

これは、全国48か所の国立公園や国指定鳥獣保護区のビジターセンター等において、来館者自ら生き物の折り紙を折ったり塗り絵を塗ったりしたものを、地域の自然環境を描いた模造紙に貼り付けました。たくさんの方が一緒になって作品を作ることを通じて、地域の生物多様性の素晴らしさを表現するものです。

生物多様性交流フェアの環境省ブースでは、全国からほぼすべての成果作品を集めて掲出しました。

### (6) 全国地方環境事務所連携企画「日本のいのち、つないでいこう」の実施

上記(5)と同様の目的で、全国の国立公園や国指定鳥獣保護区で自然解説、調査活動、希少動植物の保全活動を行うアクティブ・レンジャーが、全国各地の動植物についての記事をホームページに掲載し、我が国の生き物のすばらしさや生物多様性について発信するとともに、一般市民に考えてもらう契機とする企画です。

この企画も、中部地方環境事務所の呼びかけにより、全国の地方環境事務所が連携して実施したもので、COP10開催100日前(平成22年7月)、50日前(平成22年8月)、10

日前及び1日前（平成22年10月）に、一斉にアクティブ・レンジャー日記に記事を掲載しました。

## 2 COP10の成果をふまえた業務の実施方針及び業務の推進体制

COP10では2011年以降の新戦略計画（愛知目標）等が決議されましたが、その成果を中部地方で実践し、NGO、企業、地方公共団体等の多様な主体による生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組をさらに進める必要があります。

また、「生物多様性国家戦略2010」（平成22年3月16日閣議決定）の中で、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組は、低炭素社会づくりや循環型社会づくりと統合的に進めることが引き続き求められています。

そこで、中部地方環境事務所全体を挙げてCOP10に向けて取り組むプロジェクトチームとして平成21年4月に設置した「COP10推進チーム」を、平成22年11月19日に「中部生物多様性主流化チーム」と改称し、COP10前と同様の体制<sup>1</sup>で、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する各種事業の展開、関係団体との連絡調整等を次の方針に基づき、積極的に進めています。

- （1）愛知目標の達成に向けて、中部地方における先進的な生物多様性保全施策の具体化を目指す。
- （2）行政、民間事業者、NGO等関係主体の参画、連携を促進する。
- （3）普及啓発及び情報発信を効果的に行い、中部地方の社会に生物多様性を浸透させる。
- （4）本省との連携により、地域の実情を中央に伝え、最新情報を地域へ還元する。

## 3 愛知目標の達成に向けた中部地方における先進的な生物多様性保全施策の具体化 （生物多様性を支える市民・地域による戦略的地域づくりビジョンの実践）

### （1）伊勢・三河湾流域保全・再生調査等の実施

中部地方では、市街地の拡大による緑地の減少、里山の荒廃、放置された人工林の拡大、自然環境の連続性の分断、閉鎖性水域における水質の悪化（赤潮や青潮の発生）、干潟減少等が生物多様性保全上の課題となっており、課題解決のためには市民・地域による活動の広域連携と交流の促進が重要だと考えられます。

このため、有識者による意見交換会での検討を経て、主に伊勢・三河湾流域を対象に、社会的共通資本の一つである生物多様性の観点から持続可能な地域づくり構想として「生物多様性を支える市民・地域による戦略的地域づくりビジョン」を平成22年3月に策定しました。ビジョンでは、①伊勢・三河湾流域の生物多様性について考えるための場と輪をつくる、②伊勢・三河湾流域の再生に向けて行動する、③伊勢・三河湾流域の生物多様性の保全・再生の仕組みをつくるという、知識・文化、行動及び制度という連環する3つの要素から成る目標を示しました。

<sup>1</sup>中部生物多様性主流化チームは、統括自然保護企画官をチームリーダーとし、総務課長、国立公園・保全整備課長及び野生生物課長並びに同課員の他、環境対策課及び廃棄物・リサイクル対策課の課員並びに専任の職員を含め25名の体制となっています。

ビジョンを実践するための具体的な取組として、平成 22 年度は揖斐・長良川流域を対象として「伊勢・三河湾流域保全・再生調査」を実施しました。これは、生物多様性の保全と持続可能な利用に取組む民間活動団体が、他の民間団体の活動現場に足を運び、活動の光（喜び）と影（苦悩）などの「生の声」を直接聞き取り、課題を共有すること、課題解決に向けた知恵を交換すること等のプロセスを通じ、伊勢・三河湾流域の保全・再生に向けて人々のネットワークを広げるものです。

同調査の途中経過は、生物多様性交流フェアにおいて情報発信（上記 1.（1）参照）するとともに、年間を通じた活動のとりまとめとして、平成 23 年 2 月 20 日に 2 回目となる生物多様性流域対話を開催しました。流域対話の最後に、参加者一同により、今後とも本調査を継続すること等を内容とする宣言文を採択し、平成 23 年度も引き続き伊勢・三河湾流域保全・再生調査を継続することとしています。

また、平成 22 年 10 月 4 日に開催された中央環境審議会自然環境部会自然公園小委員会において、今後 10 年間を目途に、環境省が国立・国定公園の新規の指定や大幅な拡張の対象となり得ると考える候補地を公表しました。その中に、愛知高原国定公園及び三河湾国定公園も挙げられました。

この動きをふまえ、中部地方環境事務所では、平成 21 年度に、三河湾の藻場、干潟、野生生物等に係る既存資料を収集・整理するとともに、有識者ヒアリングを通じ海域景観資質についてとりまとめました。また、海域を含む三河湾流域全体を対象に、保護と利用の観点から生物多様性、文化的景観等の解析評価を行い、当該地域の保護のあり方について検討しました。さらに、平成 22 年度には、三河湾流域に暮らす人々が森、里、川、海といった自然環境を利用しながら培ってきた伝統的知恵（自然環境を暮らしに即して認識・分類し、自然の中から有用なものを取りだして持続可能に利用し、自然の中に成り立つ暮らしの基盤を共同で維持管理し、さらに自然を畏れ敬うために神を祀るなどの伝統的知恵）について聞き書きという手法によりとりまとめる等、愛知高原国定公園及び三河湾国定公園を含む地域に関する知見を蓄積しました。（伝統的知恵についてまとめたパンフレットは、中部地方環境事務所ホームページ（[http://chubu.env.go.jp/nature/mat/m\\_3.html](http://chubu.env.go.jp/nature/mat/m_3.html)）でもご覧になれます。）

## （2）生物多様性保全推進支援事業の実施

平成 20 年度から開始された環境省の生物多様性保全推進支援事業については、中部地方環境事務所管内では「いしかわの里山の生物多様性保全再生事業」（石川県）、「かが里山イヌワシの森再生事業」（石川県加賀市）、「千曲市生物多様性保全事業」（長野県千曲市）、「富士見町アツモリソウの里環境保全事業」（長野県富士見町）、「東三河生物多様性保全事業」（愛知県）、「名古屋ため池生き物いきいき計画事業」（愛知県名古屋市）、「田原市アルゼンチンアリ対策事業」（愛知県田原市）、「陣ヶ岡丘陵地域生態系ネットワーク保全・再生事業」（福井県坂井市）が採択・事業継続中であり、平成 22 年度は、これらの実施状況について確認を行いました。

## 〈平成 23 年度の施策〉

「生物多様性を支える市民・地域による戦略的地域づくりビジョン」の実践を通じて愛知目標の達成に貢献するため、「伊勢・三河湾流域保全・再生調査」を継続します。

生物多様性保全推進支援事業については、平成 23 年度から開始する事業として、「都市部における生物多様性の保全と外来生物対策事業」(愛知県名古屋市)が採択されています。また、地域生物多様性保全推進事業として、「白山国立公園白山生態系維持回復事業」(環白山保護利用管理協会)が採択されています。これらの実施が円滑に行われるよう、本省との連絡調整、事業主体に対する助言や指導をしていきます。

#### 4 行政、民間事業者、NGO等関係主体の参画、連携の促進

##### (1) 円卓会議等の開催

行政機関やNGO/NPO等の各部門同士の情報の共有を通じて、COP10 及びMOP5の円滑かつ効果的な開催に資するため、生物多様性条約第 10 回締約国会議及びカルタヘナ条約第5回締約国会議に関する情報共有のための中部地方円卓会議(以下「中部地方円卓会議」という。)を4月20日に設置し、同日、6月25日及び10月5日の3回にわたり、開催しました。

また、メディア部門に関しては、中部地方円卓会議の後に、別途「報道機関向け勉強会」を開催し、COP10の準備に向けた最新の情報を中部地方の新聞、テレビ等の各社に提供しました。

##### (2) COP10 支援実行委員会等への対応

平成 20 年 9 月に地元自治体や経済界等により、COP10 の開催支援等を行うことを目的としてCOP10 支援実行委員会が設立されました。実行委員会では中部地方環境事務所長が幹事となっており、関連して開催される支援実行委員会総会・幹事会、地元関係機関連絡会議、生物多様性国際自治体会議企画検討会等の様々な会合に、中部地方環境事務所の職員が参加して助言等を行いました。

なお、COP10 支援実行委員会は、その役割を終えたため、平成 23 年 2 月 1 日の総会で解散を決定し、3 月 31 日付で解散をしました。

#### <平成 23 年度の施策>

上記 3.(1)の伊勢・三河湾流域保全・再生調査や、下記 5.(1)の普及啓発イベント等を多様な主体と連携しながら実施することを通じて、引き続き、行政、民間事業者、NGO等関係主体の参画や連携を促進します。

#### 5 効果的な普及啓発及び情報発信による中部地方の社会への生物多様性の浸透

##### (1) 普及啓発イベントの主催、協力、出展

中部地方の社会に生物多様性の概念を浸透させるため、生物多様性に係る普及啓発を目的とした様々なイベントを主催するとともに、他の主体が実施するイベント等への協力や出展を行いました。平成 22 年度以降これまでに主催、協力又は出展したイベント

は、表のとおりです。

## (2) 生物多様性インタビューの実施

一般市民に生物多様性保全の必要性を認識してもらい、行動につなげることを目的として、中部地方環境事務所職員自らが、生物多様性に係る様々な職種の専門家にインタビューを行い、その結果をホームページで公開しました。

【ホームページアドレス】 [http://chubu.env.go.jp/nature/mat/m\\_3\\_6.html](http://chubu.env.go.jp/nature/mat/m_3_6.html)

<インタビューをした専門家一覧>

- ①岩槻 邦男 さん（兵庫県立人と自然の博物館館長／東京大学名誉教授）
- ②中瀬 勲 さん（兵庫県立大学大学院教授／緑環境景観マネジメント研究科長／兵庫県立淡路景観園芸学校長／兵庫県立人と自然の博物館副館長）
- ③あん・まくどなるど さん（国連大学高等研究所いしかわ・かなざわオペレーティング・ユニット所長）
- ④阿部 夏丸 さん（小説家、矢作川水族館館長）
- ⑤堂本 暁子 さん（前 千葉県知事、元 IUCN(国際自然保護連合) 副会長）
- ⑥上田 哲行 さん（石川県立大学教授）
- ⑦岡安 直比 さん（WWF ジャパン（財団法人世界自然保護基金ジャパン） 自然保護室長）
- ⑧C. W. ニコル さん（財団法人 C.W.ニコル・アフアの森財団理事長、作家、環境保護活動家、探検家）
- ⑨篠原 徹 さん（滋賀県立琵琶湖博物館館長、国立歴史民俗博物館名誉教授、総合研究大学院大学名誉教授）
- ⑩広中 和歌子 さん（地球環境行動会議 事務総局長、元参議院議員、元環境庁長官）
- ⑪アフメッド ジョグラフ さん（生物多様性条約事務局長）

## (3) 情報発信

中部地方環境事務所のホームページでは、「COP10 の成果と展開」の特設ページを設けており、COP10 の成果を踏まえた当所の取組について発信しています。

【ホームページアドレス】 [http://chubu.env.go.jp/nature/mat/m\\_3.html](http://chubu.env.go.jp/nature/mat/m_3.html)

### <平成 23 年度の施策>

平成 23 年度は、国際生物多様性の日（5 月 22 日）、COP10 開催 1 周年記念（10 月）等の節目の時期を中心として、関係主体と連携した普及啓発行事の開催等を検討します。

また、当所で作成した教材等をこれらのイベント等で積極的に利用するとともに、ホームページにおいて引き続き当所の取組や各主体による取組状況について発信していきます。

表 中部地方環境事務所が主催、協力又は出展したイベント（平成22年度）

日付	概要
平成22年 4月20日	生物多様性条約第10回締約国会議及びカルタヘナ議定書第5回締約国会議に関する情報共有のための中部地方円卓会議(第1回)
4月22～23日	国際生物多様性の日・COP10開催半年前記念行事「なるほど生物多様性COP10まであと半年！」に出展(於:名古屋市) ・全国地方環境事務所連携企画「地球のいのち、えがいてみよう」の成果作品を展示
6月25日	生物多様性条約第10回締約国会議及びカルタヘナ議定書第5回締約国会議に関する情報共有のための中部地方円卓会議(第2回)
6月29日	一般財団法人日本造園修景協会東海支部講演会(名古屋市)
7月2日	国際生物多様性年記念講演会『南の島のいきもの保全 ～奄美、屋久島、日本の自然～』 ・講演:鹿児島大学学長補佐・元環境省自然環境局長 小野寺 浩氏
7月11日	COP10/MOP5開催100日前記念フォーラム「開催地の声を世界に届けよう！！開催地からのメッセージ～あいち名古屋宣言に向けて」を生物多様性条約市民ネットワークと共催(於:名古屋市) ・全国地方環境事務所連携企画「地球のいのち、えがいてみよう」の成果作品を展示
7月17～18日	COP10/MOP5開催100日前記念イベント「生命流域シンポジウムin王滝村」を生物多様性条約市民ネットワークと共催(於:王滝村)
8月21～22日	「いしかわ環境フェア2010～いしかわ里山里海展～」に出展(於:金沢市) ・全国地方環境事務所連携企画「地球のいのち、えがいてみよう」の成果作品を展示
10月5日	生物多様性条約第10回締約国会議及びカルタヘナ議定書第5回締約国会議に関する情報共有のための中部地方円卓会議(第3回)
11月23～24日	「国際生物多様性年クロージング・イベント」に協力(於:福井市、富山市)
12月13日	三重県環境事業団セミナー(於:津市)
12月18～19日	「国際生物多様性年クロージング・イベント」(於:金沢市)に協力 ・全国地方環境事務所連携企画「地球のいのち、えがいてみよう」の成果作品を展示
平成23年 1月7日	国連生物多様性の10年キックオフ記念勉強会「生物多様性条約COP10、そして・・・」 ・講演:堂本暁子氏(前千葉県知事/元IUCN(国際自然保護連合)副会長)他
2月12日	「シンポジウム 里山・里海の生物多様性を活かした地域づくり～生物多様性条約COP10の成果をふまえて～」(於:津市) ・講演:朴 恵淑氏(三重大学学長補佐・人文学部教授) 石原 正敬氏(菰野町長) 他
2月20日	「豊かな流域を守り育てるために～生物多様性流域対話」(於:岐阜市)
2月28日	「COP10及びCOP16説明会」(於:名古屋市) ・出演:香坂 玲氏(名古屋市立大学大学院経済学研究科准教授) 駒宮 博男氏(ぎふNPOセンター理事長) 坂口 光氏(中部電力(株)執行役員 環境・立地本部 環境部長) 林 清比古氏(愛知県顧問) 南川 秀樹(環境事務次官) 他
3月20日	岐阜市セミナー「ふれあい市民活動報告セミナー」(於:岐阜市)

## 6 本省と連携した地域からの情報発信と最新情報の地域への還元

### (1) 最新情報の地域への還元

本省が実施する生物多様性関係の報道発表のうち、中部地方に関係するものや中部地方の様々な主体に重点的に伝えることが適当と考えられるものについては、本省と同時に記者発表を行う等、最新情報を積極的に地域に伝えています。平成22年度に実施した主な同時発表案件は、次のとおりです。

- 【開催予定】国際生物多様性年クロージング・イベント開催実行委員会（仮称）の開催について（平成22年5月発表）
- 【お知らせ】「生物多様性国際ユース会議 in 愛知 2010」（平成22年7月発表）
- 【お知らせ】COP10 サイドイベント「外来種関係ワークショップ」について（平成22年10月発表）
- 【お知らせ】国際生物多様性年クロージング・イベントの開催について（平成22年11月発表）
- 【お知らせ】国際生物多様性年クロージング・イベントの開催について（平成22年12月発表）
- 【お知らせ】SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ第一回定例会合の開催について（平成23年2月発表）

### (2) 本省主催行事等への対応

上記6.(1)で発表した案件のうち、生物多様性国際ユース会議 in 愛知、国際生物多様性年クロージング・イベント、同イベント、SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ第一回定例会合については、準備や運営等を本省と一体となって対応しました。

この他、環境副大臣と地元NGOがCOP10への対応やその後の展開について意見交換を行った「環境副大臣と地元NGOとの懇談会」（平成22年8月27日及び11月22日の2回開催、於：中部地方環境事務所）を運営しました。

さらに、平成22年12月に公布、施行された地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成22年法律第72号）（生物多様性保全活動促進法）の説明会（平成23年2月9日）に対応するとともに、同法に基づく制度の活用について、当所主催の普及啓発行事や、当所職員が依頼を受けて行う講演等で紹介しています。

### <平成23年度の施策>

中部地方において本省が主導して実施する行事等については、地元関係団体や本省と一体となり対応します。